

# 穴水町産業振興促進計画

令和2年2月25日作成

石川県穴水町

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 位置・地勢

本町は、能登半島の中央部に位置し、町域の南には、七尾北湾が広がり、南西は七尾市、北は輪島市、西は志賀町、東は能登町にそれぞれ接しており、東西 25km、南北 15km に広がる 183.24 km<sup>2</sup>の面積を有している。

西北部には、桑塚山(409m)を最高峰に、200~300m の山並みが連なり、東部は 100m 以下の丘陵地帯が広がり、山地や丘陵地に源を発する各河川が樹枝状に七尾湾や富山湾へ注がれており、その流域には集落や耕地が点在している。海岸部には、延長 58.62km におよぶ美しい景観のリアス式海岸が続き、天然の漁港としても利用されている。

「穴水」の地名は、平安時代の歴史書「日本後記（西暦 840 年）」の記述に初めて見ることができ、その記述によれば、古代には穴水駅（あなみずのうまや）が置かれ、古くから交通の要衝として重要な地であったことがうかがわれる。

### (2) 人口・世帯

本町の人口・世帯は、昭和 30 年の 19,182 人、3,919 世帯をピークに減少へと転じ、昭和 50 年には 15,000 人を割り込み、平成 27 年では 8,876 人、3,461 世帯となっており、60 年間で世帯数の変化は比較的少ないものの、人口は 5 割以上減少し、今後も減少することが推測されている。

そのため、1 世帯当たりの人員（世帯人員）は、昭和 30 年の 4.9 人から平成 27 年では、2.5 人に減少しており、核家族化や単身世帯、夫婦のみの世帯が増加している。

年齢階級別人口では、平成 27 年の老人人口は 46% で年々少子・高齢化が進行しており、県全体の 28% と比較して高くなっている。

そこで、本町の生活基盤の充実を図り、若年層の流出に歯止めをかけるとともに、町の強みを最大限に活用しながら個性ある魅力づくりを進め、本町出身者の U ターンや東京圏をはじめとする都市部からの J I ターンを促し、多様な世代の流入増大を取り組んでいく。

### (3) 産業構造

産業別就業人口の割合は、昭和 60 年以降、第 1 次産業の割合が大幅に減少、第 3 次産業が増加し、平成 27 年では第 1 次産業が 12.0%、第 2 次産業 20.2%、第 3 次産業が 67.8% となっている。

第 1 次産業の割合を比較すると、県全体の 3.1% より高くなっている。

### (4) 将来と本計画策定の趣旨

今後も前計画から継続して、穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、町総合戦略という。）の「若者が活躍できる安定した雇用を創出する」という基本目標や、稻作や牡蠣の養殖といった地場産業の育成・振興、空き店舗等を活用した新規産業や企業支援の充実、多様な担い手の確保のため農林水産業への就労支援等に取り組むといつ

た方向性に即しつつ、環境の変化に積極的に対応し、地域産業の発展、活力に満ちた賑わいのある魅力的なまちづくりを目指す。

このため、平成 27 年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成 27 年施行の改正半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を策定するものである。

## （5）前計画の評価

### 1) 前計画における取り組み及び目標

本町が平成 27 年に認定された穴水町産業振興促進計画（平成 27 年度～31 年度。以下「前計画」という。）の期間においては、租税特別措置の活用の促進等に取り組み、次のような目標を設定していた。

#### 【目標】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	2	4
農林水産物等販売業	2	4
旅館業	1	1
情報サービス業等	1	1

### 2) 目標の達成状況等

前計画の期間においては、令和元年度末時点で次のような達成状況であった。

#### 【達成状況】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
旅館業	0	0
情報サービス業等	0	0

※農業振興機械等の取得等に係る確認申請書の提出状況より算出

人口規模や事業者の不足からも幅広い業種の企業誘致は難しいのが現状であるが、今後も継続して取り組み、また税制の周知にもさらに努める必要がある。

### 3) 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- ・税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の推進

## 2. 計画の対象とする地区

本計画の対象は、法第 2 条の規定により半島振興対策実施地域に指定された穴水町全域とする。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

## 4. 穴水町の産業の現状及び課題

### (1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

本町の農林水産業は、主に稻作、野菜・果樹の栽培や酪農、造林業、穏やかな七尾北湾の特徴を活かした、定置網漁や小型漁船による漁業が営まれているが、その多くは兼業となっており、所得の減少や高齢化及び、後継者不足により、依然として厳しい状況が続いている。

このような中で、生産基盤の整備により生産コストの低減化や作業の省力化など生産性の向上、地域資源（原木しいたけ、かぶ、キビ、ナマコなど）の特産地化の推進や、担い手の育成、加工や販売を行い高付加価値化に取り組む地域グループや農林水産業参入した企業等の支援及び、情報を共有するための体制作りが必要となっている。

### (2) 商工業（製造業含む）

製造業は、近年新たに企業参入した農産物加工業者や、精密機器製造関係の既存業者が安定した操業を行っており、地域の雇用の確保や、地域振興に寄与しているが、小規模な企業では、消費者数の減少等から不安定な経営の事業所もあることから、融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る必要がある。

商工業では、消費ニーズの多様化やモータリゼーションの進展により、郊外の大型店周辺では商業の集積が進む一方、既存の商店街は、店主の高齢化、後継者不足などで、空洞化が進行し、店舗数及び販売額が減少している。

しかし、商店街は、世代間の交流や集いの広場としての社会的機能を有することから魅力的な商店街づくりや、商店街の活性化に向けた取り組みを支援する必要がある。

### (3) 観光・交流事業（旅館業含む）

本町は、能登半島の中央、奥能登の玄関口として、のと里山空港に近接する町として交通の要所にある。

歴史的な観光スポットとして、「来迎寺」や「明泉寺」、「ぼら待ちやぐら」や「能登長寿大仏」などの観光資源を有するほか、交流人口の拡大のため、食をテーマにした「まいもんまつり」の開催や若者による賑わい創出を目的として、高校・大学の合宿誘致を推進している。

今後は、まいもんまつりなどの事業や観光資源の充実を図るほか、穏やかで風光明媚な内海を活かし、「のと鉄道」や「能登ワイン」などを活用した体験型観光の振興を図る必要がある。

また、平成21年度、町民の交流の場を提供することを目的に、あすなろ広場を整備し、夏の長谷部まつり、冬のかきまつりイベントのほか、通年のグラウンドゴルフなどの会場として有効活用を図っているが、今後も、子どもから大人まで多世代が参加できるようなイベントの開催により、更なる交流人口の拡大を図る必要がある。

近年、本町における観光客数は年間30万人を超える、町総合戦略の基本目標である「魅力を発信し新しいひとの流れをつくる」ための年間観光入込客数の数値目標は達成しているが、施設の老朽化や高齢化、後継者不足による旅館業の廃業もあり、観光客を受け入れる宿泊施設の確保が不十分なため、今後は宿泊施設の創業支援等、受け入れ体制の強化に努める必要がある。

### (4) 情報サービス業等

情報システムは、社会・経済を支える必要不可欠なインフラであり、その重要性は益々拡大している。

これまで本町の情報産業分野においては、目立った進出はないが、町全域にCATV網が整備されており、情報産業の受け入れ体制は整っている。

情報サービス業におけるソフトウェア業等一部の業種については、都市部に限らず地方での進出が可能な産業であることから多くの雇用が見込め、企業誘致について取り組んでいく。

## 5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

振興の対象とする業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等、幅広く対象とする。

## 6. 事業の振興のために推進しようとする取り組み・関係団体等との役割分担

本町の振興対象業務の活性化を図るため、各主体は単独または連携して以下のとおり取り組み等を推進する。

### (1) 農林水産業（農林水産物等販売業）

- ・原木しいたけ・ワイン・かぶ・キビ・ナマコの特産地の推進や新規就農者の育成、集落営農の推進を図る。
- ・加工や販売を行い高付加価値化に取り組む地域グループや農業参入した企業等で情報を共有するための体制作りを行う。
- ・人工林の間伐を促すとともに、天然林については、特用林産物の生産林の整備を進める。
- ・水産資源を確保するため、養殖技術の向上や漁場の整備を進めるとともに、後継者の育成を図る。

＜実施主体・主な役割＞

町

設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金  
起業を促進するための支援強化

県

担い手の育成・支援  
販促事業の実施  
おおぞら農業協同組合  
高付加価値商品の発掘や開発の推進  
産業振興のための人材育成の取り組み  
能登森林組合  
人材育成の取り組み  
原木しいたけ（のと 115）などの生産に必要な資材（ホダ木用原木）供給  
石川県漁業協同組合穴水支所  
産業振興のための人材育成の取り組み  
漁業体験や経営研修機会の提供

### (2) 製造業

- ・町内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
- ・創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。

<実施主体・主な役割>

町

- 設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金
- 起業を促進するための支援強化

県

- 立地環境等の情報発信
- 地域外企業誘致のための取り組み
- 設備投資及び雇用促進のための補助金の交付

穴水町商工会

- 産業振興のための人材育成の取り組み
- 個人や企業等の育成支援
- 中小企業の経営基盤の強化に向けた支援
- 起業を促進するための支援強化

(3) 観光（旅館業を含む）

- 若者による賑わい創出を目的として、高校・大学の合宿誘致を推進する。
- まいもんまつりなどの事業や観光資源の充実や、体験型観光の振興を図る。
- 多世代が参加できるイベントの開催により、交流人口の拡大を図る。

<実施主体・主な役割>

町

- 高校・大学の合宿誘致を推進

県

- 観光プロモーション事業の実施
- 観光資源の発掘・磨き上げ

穴水町観光物産協会

- 観光情報の発信
- 多世代が参加できるイベントの開催

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

- 情報サービス業等の企業誘致について取り組む。

<実施主体・主な役割>

町

- 企業誘致及び起業を促進するための支援強化
- 設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金

県

- 立地環境等の情報発信
- 市町との情報共有
- 企業立地を促進する補助金の助成

(5) 共通

- 事業者に対し、租税特別措置の活用促進及び地方税の不均一課税の積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の推進、既存事業者の設備投資に伴う支援を行う。
- 計画区域における対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

## <実施主体・主な役割>

町

- 租税特別措置、地方税の不均一課税の実施
- 事業者向け説明会の実施
- WE B媒体、情報媒体による情報発信

県

- 地方税（県税）の不均一課税の実施
- WE B媒体、情報媒体による情報発信
- 税務担当部署及び企業誘致担当部署での、租税特別措置の活用及び、地方税の不均一課税の周知資料の常設及び相談者への個別対応

穴水町商工会

- 会員への租税特別措置の活用及び、地方税の不均一課税制度の周知

## 7. 計画の目標

### (1) 設備投資の活発化に関する目標

新規設備投資件数 4 件

### (2) 雇用に関する目標

新規雇用者数 4 人

### (3) 事業者向け周知に関する目標

- ①説明会の実施：町商工会での税制の説明会を年1回実施する。
- ②WE B媒体等による情報発信：毎年、確定申告の時期に町広報誌及び、公式ホームページの新着情報で半島税制の特集ページのURLを掲載し、情報発信を実施する。
- ③事業者への直接周知：税務課に制度周知チラシ等を常備し、納税者や相談者に手渡す。

## 8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、町総合戦略等において行われる評価、進行管理を基礎とし、P D C Aサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。

効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。